

琴浦町告示第74号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和8年8月25日付鳥農機構第264号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和8年8月31日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月31日

琴浦町長 福本 まり子



※ 公告には、農用地利用集積等促進計画の他、以下の書類を添付する。

区 分	添付する書類の名称
賃貸借・使用貸借	農用地利用集積等促進計画に係る条件等
売買	1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係） 2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	支払開始 年度							新規	更新	付替			
1	琴浦町	赤碕	慶雲	845-1	田	田	普通畑	1,168	1,168	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	5,993	7,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	5,993	7,000	R8	松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字 出上59番地	①	○	○	○			赤碕	①	
2	琴浦町	赤碕	中細道	756-1	畑	畑	普通畑	2,904	2,904	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	3,444	10,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	3,444	10,000	R8	松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字 出上59番地	①	○	○	○			赤碕	①	
3	琴浦町	劬	松井	594	田	田	飼料畑	1,862	1,862	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	18,620	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	18,620	R8	桑本 宏	689-2342	鳥取県東伯郡琴浦町大字 公文295番地	①	○	○	○			下郷	①	
4	琴浦町	浦安	東瀧根	798-1	田	田	飼料畑	2,889	2,889	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	28,890	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	28,890	R8	桑本 宏	689-2342	鳥取県東伯郡琴浦町大字 公文295番地	①	○	○	○			浦安	①	
5	琴浦町	浦安	東瀧根	800-1	田	田	飼料畑	2,985	2,985	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	29,850	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	29,850	R8	桑本 宏	689-2342	鳥取県東伯郡琴浦町大字 公文295番地	①	○	○	○			浦安	①	
6	琴浦町	杉下	鳥ヶ尾	708	田	田	普通畑	1,058	1,058	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,452	10,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,452	10,000	R8	高見 雄樹	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字 八橋1100番地25	⑥		○	○			下郷	①	
7	琴浦町	法万	原田	909	田	田	水田	1,716	1,716	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,741	15,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,741	15,000	R9	株式会社 杉山 林業アグリ	689-2333	鳥取県東伯郡琴浦町大字 別宮436番地	①	○	○			○	古布庄	①	
8	琴浦町	法万	原田	910	田	田	水田	1,585	1,585	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,464	15,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,464	15,000	R9	株式会社 杉山 林業アグリ	689-2333	鳥取県東伯郡琴浦町大字 別宮436番地	①	○	○			○	古布庄	①	
9	琴浦町	法万	梶田	930	田	田	水田	3,135	3,135	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,569	30,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,569	30,000	R9	株式会社 杉山 林業アグリ	689-2333	鳥取県東伯郡琴浦町大字 別宮436番地	①	○	○			○	古布庄	①	
10	琴浦町	杉地	石田	24	田	田	水田	3,239	3,239	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,262	30,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	9,262	30,000	R9	株式会社 杉山 林業アグリ	689-2333	鳥取県東伯郡琴浦町大字 別宮436番地	①	○	○			○	古布庄	①	
11	琴浦町	杉地	四十二	103	田	田	飼料畑	606	606	青	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	4,242	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	4,242	R9	横山 昭	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万839番地	①	○	○	○			古布庄	①	
12	琴浦町	杉地	四十二	104	田	田	飼料畑	1,200	1,200	青	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	8,400	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	8,400	R9	横山 昭	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万839番地	①	○	○	○			古布庄	①	
13	琴浦町	法万	梶田	933	田	田	飼料畑	2,837	2,837	青	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	19,859	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	19,859	R9	横山 昭	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万839番地	①	○	○	○			古布庄	①	
14	琴浦町	法万	梶田	941-3	田	田	飼料畑	238	238	青	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	1,666	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	1,666	R9	横山 昭	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万839番地	①	○	○	○			古布庄	①	
15	琴浦町	杉地	下上田	385	田	田	飼料畑	3,294	3,294	青	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	23,058	R8.9.1	R14.8.31	6年0ヶ月	7,000	23,058	R9	横山 昭	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万839番地	①	○	○		○		古布庄	①	
16	琴浦町	赤碕	東高野西	2359	畑	畑	普通畑	1,798	1,798	青	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	2,781	5,000	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	2,781	5,000	R8	竹田 秀則	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安366番地1	①	○	○	○			赤碕	①	
17	琴浦町	槻下	森口	2225	田	田	普通畑	900	900	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	9,000	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	9,000	R9	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東1061番地の6	⑥	○	○	○			浦安	①	
18	琴浦町	槻下	森口	2226	田	田	普通畑	3,099	3,099	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	30,990	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	30,990	R9	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東1061番地の6	⑥	○	○	○			浦安	①	
19	琴浦町	槻下	森口	2232	田	田	普通畑	155	155	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	1,550	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	1,550	R9	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東1061番地の6	⑥	○	○	○			浦安	①	
20	琴浦町	槻下	小高野	2723	畑	畑	普通畑	1,292	1,292	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	12,920	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	10,000	12,920	R9	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東1061番地の6	⑥	○	○		○		浦安	①	
21	琴浦町	中尾	伊勢野	523-4	畑	畑	普通畑	22	22	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	57	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	57	R8	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地	⑥	○	○	○			浦安	①	
22	琴浦町	中尾	伊勢野	585-2	畑	畑	普通畑	3,189	3,189	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	8,247	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	8,247	R8	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地	⑥	○	○	○			浦安	①	
23	琴浦町	中尾	伊勢野	1037	畑	畑	普通畑	242	242	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	626	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	626	R8	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地	⑥	○	○	○			浦安	①	
24	琴浦町	中尾	伊勢野	1038-1	畑	畑	普通畑	1,182	1,182	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	3,057	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	3,057	R8	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地	⑥	○	○	○			浦安	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	支払開始 年度							新規	更新	付替			
25	琴浦町	中尾	伊勢野	1038-2	畑	畑	普通畑	4.84	4.84	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	13	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	2,586	13	R8	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地	⑥	○	○	○			浦安	①	
26	琴浦町	杉下	松井道ノ 上	587-2	畑	畑	普通畑	2,101	2,101	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月		出荷時1束 10円	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月		出荷時1束 10円	R8	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地	⑥	○	○	○			下郷	①	
27	琴浦町	森藤	上ミ崎大ナル	1066	畑	畑	飼料畑	4,708	4,708	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	30,602	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	30,602	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
28	琴浦町	杉下	八橋野	458-30	畑	畑	飼料畑	1,540	1,540	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	10,010	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	10,010	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
29	琴浦町	杉下	八橋野	458-56	畑	畑	飼料畑	264	264	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	1,716	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	1,716	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
30	琴浦町	杉下	八橋野	458-57	畑	畑	飼料畑	405	405	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	2,633	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	2,633	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
31	琴浦町	杉下	八橋野	458-58	畑	畑	飼料畑	1,368	1,368	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	8,892	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	8,892	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
32	琴浦町	杉下	八橋野	458-60	畑	畑	飼料畑	2,463	2,463	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	16,010	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	16,010	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
33	琴浦町	杉下	八橋野	458-116	畑	畑	飼料畑	1.57	1.57	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	10	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	10	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
34	琴浦町	杉下	ナルトコ	939-1	畑	畑	飼料畑	3,500	3,500	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	22,750	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	22,750	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
35	琴浦町	杉下	ナルトコ	939-2	畑	畑	飼料畑	3,003	3,003	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	19,520	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	19,520	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
36	琴浦町	杉下	ナルトコ	939-3	畑	畑	飼料畑	784	784	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	5,096	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	6,500	5,096	R9	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	○	○	○			下郷	①	
37	琴浦町	光好	曲り坂ノ下	709	田	田	飼料畑	3,185	3,185	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	6,000	19,110	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	6,000	19,110	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
38	琴浦町	光好	石田井	441-1	田	田	飼料畑	3,063	3,063	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	26,342	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	26,342	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
39	琴浦町	光好	曲り坂ノ下	710	田	田	飼料畑	3,086	3,086	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	26,540	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	26,540	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
40	琴浦町	勦	上棚田	38-1	田	田	飼料畑	713	713	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	6,132	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	6,132	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
41	琴浦町	公文	亀谷	501	畑	畑	飼料畑	3,736	3,736	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	6,800	25,404	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	6,800	25,404	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			上郷	①	
42	琴浦町	光好	高畑	27	田	田	飼料畑	2,139	2,139	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	18,395	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	18,395	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
43	琴浦町	光好	高畑	28	田	田	飼料畑	1,985	1,985	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	17,071	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	17,071	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
44	琴浦町	光好	五輪田	506	田	田	飼料畑	3,404	3,404	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	29,274	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	29,274	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
45	琴浦町	光好	五輪田	507	田	田	飼料畑	3,674	3,674	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	31,596	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	8,600	31,596	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
46	琴浦町	光好	西山	915	畑	畑	飼料畑	5,630	5,630	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	6,800	38,284	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	6,800	38,284	R8	小前 伸仁	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好442番地1	①	○	○	○			下郷	①	
47	琴浦町	竹内	西下	1049	田	田	飼料畑	2,997	2,997	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	8,109	24,303	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	8,109	24,303	R8	石賀 英男	689-2513	鳥取県東伯郡琴浦町大字 西宮468番地	①	○	○	○			以西	①	所有者不明農地
48	琴浦町	竹内	西下	1050	田	田	飼料畑	3,198	3,198	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	8,109	25,933	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	8,109	25,933	R8	石賀 英男	689-2513	鳥取県東伯郡琴浦町大字 西宮468番地	①	○	○	○			以西	①	所有者不明農地

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	支払開始 年度							新規	更新	付替			
49	琴浦町	浦安	中畦	59-1	田	田	飼料畑	252	252	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	7,066	1,781	R8.10.1	R18.8.31	9年11ヶ月	7,066	1,781	R8	池山 晃広	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋562番地21	①	○	○	○			浦安	①	所有者不明農地
50	琴浦町	浦安	中畦	59-2	田	田	飼料畑	1,300	1,300	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	7,066	9,186	R8.10.1	R18.8.31	9年11ヶ月	7,066	9,186	R8	池山 晃広	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋562番地21	①	○	○	○			浦安	①	所有者不明農地
51	琴浦町	浦安	中畦	60-1	田	田	飼料畑	1,400	1,400	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	7,066	9,893	R8.10.1	R18.8.31	9年11ヶ月	7,066	9,893	R8	池山 晃広	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋562番地21	①	○	○	○			浦安	①	所有者不明農地
52	琴浦町	浦安	飛井橋	50-1	田	田	水田	2,219	2,219	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		山田 茂	689-2316	鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢409番地1	⑥	○	○	○			浦安	①	
53	琴浦町	出上	南五輪田	124	田	田	水田	1,307	1,307	青	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0		西村 敦郎	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1865番地51	⑥	○	○		○		成美	①	
54	琴浦町	出上	南五輪田	125	田	田	水田	821	821	青	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0		西村 敦郎	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1865番地51	⑥	○	○		○		成美	①	
55	琴浦町	出上	佐五田	243-1	田	田	水田	1,822	1,822	青	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0		西村 敦郎	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1865番地51	⑥	○	○		○		成美	①	
56	琴浦町	勝田	大石駄道ノ下	88-4	田	田	水田	1,555	1,555	青	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R9.8.31	1年0ヶ月	0	0		西村 敦郎	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1865番地51	⑥	○	○		○		成美	①	
57	琴浦町	太一垣	曾尻	776	田	田	水田	751	751	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2530番地70	①	○	○	○			成美	①	
58	琴浦町	八幡	洞々向	968	田	田	水田	2,040	2,040	青	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R18.8.31	10年0ヶ月	0	0		定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2530番地70	①	○	○	○			安田	①	
59	琴浦町	槻下	小垣	1712-1	畑	畑	普通畑	1,007	1,007	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		山影 英治	689-2341	鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂607番地	①	○	○	○			浦安	①	
60	琴浦町	槻下	小垣	1708-1	畑	畑	普通畑	908	908	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		山影 英治	689-2341	鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂607番地	①	○	○	○			浦安	①	
61	琴浦町	槻下	小垣	1709-1	畑	畑	普通畑	196	196	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		山影 英治	689-2341	鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂607番地	①	○	○	○			浦安	①	
62	琴浦町	槻下	小垣	1710-1	畑	畑	普通畑	686	686	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		山影 英治	689-2341	鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂607番地	①	○	○	○			浦安	①	
63	琴浦町	槻下	小垣	1711-1	畑	畑	普通畑	127	127	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		山影 英治	689-2341	鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂607番地	①	○	○	○			浦安	①	
64	琴浦町	笠見	向山	370-4	田	田	普通畑	191	191	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
65	琴浦町	笠見	才免	395-1	田	田	普通畑	1,843	1,843	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
66	琴浦町	八橋	門田	3268-2	田	田	水田	1,162	1,162	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
67	琴浦町	笠見	橋詰	371-1	田	田	普通畑	614	614	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
68	琴浦町	笠見	坪ノ内	334-1	田	田	普通畑	900	900	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
69	琴浦町	笠見	坪ノ内	334-2	田	田	普通畑	1,028	1,028	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
70	琴浦町	笠見	向山	370-1	田	田	普通畑	367	367	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
71	琴浦町	笠見	向山	370-2	田	田	普通畑	383	383	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2 豊田アパート	⑥	○	○	○			八橋	①	
72	琴浦町	西宮	前野	776-93	畑	畑	普通畑	2,016	2,016	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	支払開始 年度							新規	更新	付替			
73	琴浦町	出上	慶雲	5-4	雑種地	畑	普通畑	1,634	1,634	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
74	琴浦町	出上	慶雲	5-19	畑	畑	普通畑	228	228	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
75	琴浦町	勝田	三十郎田	95	田	田	普通畑	2,036	2,036	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
76	琴浦町	勝田	三十郎田	94	田	田	普通畑	968	968	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
77	琴浦町	赤碕	慶雲	845-2	田	田	普通畑	684	684	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			赤碕	①	
78	琴浦町	西宮	高野	777-75	畑	畑	普通畑	770	770	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
79	琴浦町	西宮	高野	777-109	畑	畑	普通畑	469	469	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
80	琴浦町	西宮	高野	777-227	原野	畑	普通畑	106	106	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
81	琴浦町	西宮	高野	777-234	原野	畑	普通畑	527	527	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
82	琴浦町	西宮	高野	777-374	畑	畑	普通畑	57	57	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
83	琴浦町	赤碕	オノ木杖引ノ下	654	田	田	普通畑	1,334	1,334	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			赤碕	①	
84	琴浦町	出上	辺呂子田	49-1	田	田	普通畑	2,802	2,802	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
85	琴浦町	出上	福地田	53	田	田	普通畑	949	949	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
86	琴浦町	出上	福地田	61-1	田	田	普通畑	3,012	3,012	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
87	琴浦町	西宮	高野	777-122	畑	畑	普通畑	208	208	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
88	琴浦町	西宮	高野	777-123	畑	畑	普通畑	193	193	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
89	琴浦町	西宮	高野	777-127	畑	畑	普通畑	208	208	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
90	琴浦町	西宮	高野	777-128	畑	畑	普通畑	189	189	青	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0	R8.9.1	R14.3.31	5年7ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			成美	①	
91	琴浦町	赤碕	慶雲	844-1	田	田	普通畑	18	18	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			赤碕	①	
92	琴浦町	赤碕	慶雲	844-2	田	田	普通畑	1,883	1,883	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	○	○	○			赤碕	①	
93	琴浦町	野井倉	サゴ田	446	田	田	水田	759	759	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		田中 実雄	689-2336	鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉314番地	⑥		○	○			古布庄	①	
94	琴浦町	野井倉	ソリ	515-1	田	田	水田	991	991	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		田中 実雄	689-2336	鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉314番地	⑥		○	○			古布庄	①	
95	琴浦町	野井倉	ソリ	516-1	田	田	水田	1,000	1,000	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		田中 実雄	689-2336	鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉314番地	⑥		○	○			古布庄	①	
96	琴浦町	野井倉	ソリ	517-1	田	田	水田	1,010	1,010	青	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0	R8.9.1	R13.8.31	5年0ヶ月	0	0		田中 実雄	689-2336	鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉314番地	⑥		○	○			古布庄	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の有無	添付書類 省略の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	支払開始 年度						新規	更新	付替			

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。

農用地利用集積等促進計画（売買関係）

農地 番号	農用地等の売渡者(地権者)		土地の表示					登記 地目	現況 地目	利用 目的	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者から機構へ所有権を移転する内容					機構から耕作者へ所有権を移転する内容					農用地等の買受者(耕作者)			添付書 類省略 の区分 (注2)	地域計 画の地 区	備 考
	氏名又は名 称	住 所	市町村	大字	字	地番	所有権の 移転時期							対価の 支払期限	引渡の 時 期	対価 (円)	当事者間 の法律関 係	所有権の 移転時期	対価の 支払期限	引渡の 時 期	対価 (円)	当事者間 の法律関 係	氏名又は名称	住 所	経営体 の区分 (注1)				
1	松田 清	鳥取県東伯郡琴浦町 大字逢束171番地1	琴浦町	槻下	陣場野	2373-1	畑	畑	普通 畑	5,222	5,222	青	R8.8.31	R8.9.1	R8.9.1	52,220	売買	R8.9.25	R8.9.25	R8.9.25	52,220	売買	寺岡 昌一	鳥取県東伯郡琴浦町 大字逢束612番地	①	○	浦安		
2	松田 清	鳥取県東伯郡琴浦町 大字逢束171番地1	琴浦町	槻下	陣場野	2373-2	畑	畑	普通 畑	3.65	3.65	青	R8.8.31	R8.9.1	R8.9.1	36	売買	R8.9.25	R8.9.25	R8.9.25	36	売買	寺岡 昌一	鳥取県東伯郡琴浦町 大字逢束612番地	①	○	浦安		
										5,225.65	5,225.65		52,256					52,256											

注1 経営体の区分は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④地域計画に位置付けられた経営体、⑤今後育成すべき農業者 で該当する番号を記載。

注2 市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画」により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。
ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定による報告を丙がしないとき。
ウ （8）イに該当する違反があったとき。
- (2) 借賃の支払
ア 乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に 1 年間分の借賃を支払い、乙は、乙に賃借権の設定等する者（以下「甲」という。）の指定する口座に 1 年間分の借賃を支払う。
イ 甲と丙が借賃の直接授受の場合は、別に定めるところによる。
- (3) 借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、（2）に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 借賃の改訂
ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第 52 条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。
- (5) 境界の明示
甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。
- (6) 転貸又は譲渡
丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (7) 遅延損害金
ア 丙は、（3）により支払を猶予した場合を除き、（2）アに定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和 2 7 年鳥取県条例第 4 5 号）第 3 条の規定に準じて計算して得た額とする。
ウ 借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害等借賃授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。
- (8) 修繕及び改良
ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (9) 附属物の設置等
ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。
イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。
ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 租税公課の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。
エ その他当該土地の通常維持管理に要する経費は、丙の負担とする。
- (11) 賃借権又は使用貸借権の消滅
天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
- (12) 当該土地の返還
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から 3 0 日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (13) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止
甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (14) 権利取得者の責務
ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。
- (15) 機構関連事業について
当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。”
- (16) その他
この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

1 共通事項 (地権者から機構への所有権移転関係)

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された所有権移転の時期に移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効
本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅
当該土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）に所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、本計画に記載された所有権移転の時期までにその登記を消滅しなければならない。
- (4) 障害の除去等
 - ア 甲は、当該土地の引渡の時期までに、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等であって農地としての利用に支障を来すもの（以下「障害」という。）を当該土地から除去したうえで乙に引渡す。
 - イ 当該土地の引渡し後においてアの障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対し障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。
 - ウ 甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。
 - エ 甲が乙の定めた相当の期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。
- (5) 境界の明示
甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。
- (6) 禁止行為
 - ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。
 - イ 当該土地に構築物を設置すること。
 - ウ 当該土地の形質を変更すること。
- (7) 租税公課の負担
当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担するもののし、乙は本計画に記載された対価以外一切の債務及び経費等負担は行わない。
- (8) 所有権の移転の登記
本計画による所有権の移転の登記に必要となる甲に関する証明書等については、甲の費用負担により甲は乙に提出しなければならない。
- (9) 債務不履行による法律関係の解除
 - ア 乙は、甲が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
 - イ 乙は、アにより法律関係を解除したときは、甲に対して損害賠償金の支払を請求することができる。
- (10) 土地の滅失等
本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- (11) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

2 共通事項 （機構から耕作者への所有権移転関係）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- （１）所有権の移転
本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を完了したときは、その所有権移転の時期に移転する。
- （２）農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効
本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- （３）対価の増減額請求
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）から所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の本計画に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。
- （４）租税公課の負担
当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、乙が負担する。
- （５）所有権の移転の登記
本計画による所有権の移転の登記に必要となる乙に関する証明書等については、乙の費用負担により乙は甲に提出しなければならない。
- （６）債務不履行による法律関係の解除
ア 甲は、乙が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
イ 甲は、アにより法律関係を解除したときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。
- （７）土地の滅失等
本計画の公告後、当該土地の引渡し of 時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、甲は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- （８）買戻特約
乙が当該土地に設定する所有権移転の時期から 5 年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。
- （９）その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。